

京都市ヤングケアラー世帯訪問支援事業受託事業者選定基準

[採点者 :

]

■基準1 (事業実績に関する評価)

No	項目	内容・評価点	配点	評価基準及び要素別配点				
				A	B	C	D	E
				非常に優れている	優れている	普通である	評価すべき点がない	要求水準を下回る
1	事業者の実績	事業者は、ヘルパー派遣事業等の実績を有しているか	20	20	15	10	5	1
2	研修等の実績	研修等の実績を有しているか	5	5	4	3	2	1
合計				25点				

■基準2 (事業計画に関する評価1)

No	項目	内容・評価点	配点	評価基準及び要素別配点				
				A	B	C	D	E
				非常に優れている	優れている	普通である	評価すべき点がない	要求水準を下回る
1	訪問支援員の人員確保	サービス提供計画に対し、十分な人数の訪問支援員が確保できているか	20	20	15	10	5	1
2	サービス内容	仕様書に記載されている提供サービスについて不可能なものがないか	10	10	8	6	4	2
合計				30点				

■基準3 (事業計画に関する評価2)

No	項目	内容・評価点	配点	評価基準及び要素別配点				
				A	B	C	D	E
				非常に優れている	優れている	普通である	評価すべき点がない	要求水準を下回る
1	事業理解	本事業の趣旨を十分に理解したうえで、受託を希望しているか	15	15	12	9	6	3
2	子育てやヤングケアラーの支援	子育てやヤングケアラーの支援について、基本的な考え方や今後の展望について明記されているか	15	15	12	9	6	3
3	管理・相談の体制	組織としての管理体制が構築されているか。また、相談の受付体制について示されているか	5	5	4	3	2	1
4	緊急時の対応	訪問支援員派遣時の緊急時の対応について明記されているか	5	5	4	3	2	1
5	運営面	委託業務の実施に係る運営上生じる問題やリスク等について検討されているか	5	5	4	3	2	1
合計				45点				

■最低基準

最低選定基準点は「60点(満点の6割)×審査員数」とし、当該基準を上回った者の中から選定する。

講評